

NPO ゼミナール

NPOゼミナールは、民間福祉関係団体向けにより専門的な情報提供を行うための連載講座です。

第3回

NPO立ち上げから運営までの基礎知識

NPOの税務

脇坂税務会計事務所

脇坂 誠也

1 任意団体とNPO法人

よく、任意団体だと法人税がかからないがNPO法人にすると法人税がかかると思っている方がいますが、これは誤りです。法人税法上では任意団体（税法では「人格のない社団等」といいます）も法人とみなすという規定があります（法人税法第3条）

任意団体は、NPO法人と法人税上は同じ扱いなのです。しいていえば、NPO法人なら「認定NPO法人」になればいろいろな優遇規定を受けられるというくらいであって、認定NPO法人ではないNPO法人と任意団体の間に違いはありません。ただ、「任意団体だと税務署に把握がされにくい」ということはあるかもしれません。

社会的存在として認知される団体になるために

2 法人税

は、「把握される、されない」ということではなく、法律的に考えて、課税されるかどうかを判断し、課税の対象となるのであればしっかりと申告するという姿勢が重要であると思います。

NPO法人は法人税法の適用については、「公益法人等」とみなされ、法人税法上の収益事業から生じた所得に対してのみ課税を受けます。なぜ収益事業にのみ課税されるのでしょうか？それは、普通法人や個人と直接の競争関係に立っている事業について、公益法人等に課税しないと、競争が不公平になるからです。したがって、公益法人等（NPO法人）は「原則非課税であるが、普通法人などと競合

関係にある事業については課税する」というのが基本的な考え方です。

収益事業については、具体的に法人税法で、「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう」（法人税法第2条第13号）と定義しています。つまり、①政令等に定める事業であること、②継続的に行われる事業であること、③事業場を設けて営まれる事業であること、の3つの要件の1つでも欠けていれば収益事業ではない、ということになります。継続的に行われぬようなものや事業場を設けて営まれないようなものであれば、そもそも他の法人と競合することもないため、課税する必要がないわけです。

政令等で定める業種については、法人税法施行令第5条で34の業種を収益事業の範囲として規定しています。具体的には、別表のとおりです。この34業

種は限定列举のため、34業種のいずれにも該当しない場合には収益事業にはなりません。34業種の多くの中には、留意点や非課税規定などが述べられています。まず自分の関与するNPO法人が行う事業がどの事業に該当するのかを判断し、それぞれの事業の細かい規定を見ていく必要があります。

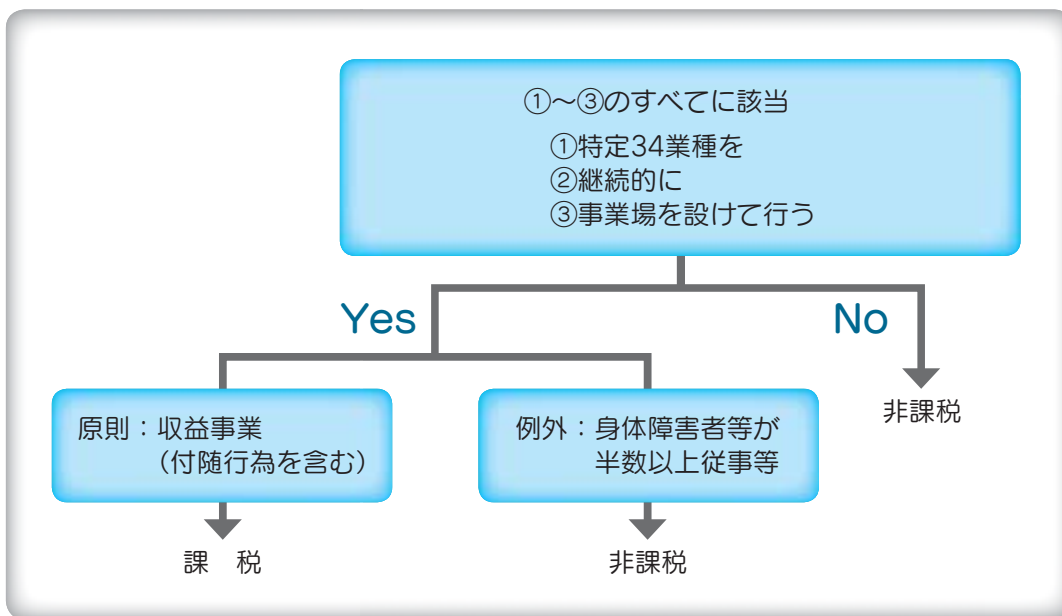
具体例を1つだけ挙げると、**芸芸教授業**とは、「洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン、自動車操縦、小型船舶の操縦のことをいう」とあるので、これに該当しないボランティア養成講座などは**芸芸教授業**に該当しません。

逆に、34業種にあたらなくても「その性質上その事業に付随して行われるものを含む（施行令第5条）」とあるので注意が必要です。具体例としては「出版業を営むNPO法人がその出版に係る講演料や、出版物に広告を掲載した場合の掲載料」「芸芸

別表

- (1)物品販売業、(2)不動産販売業、(3)金銭貸付業、(4)物品貸付業、(5)不動産貸付業、(6)製造業、(7)通信業、(8)運送業、(9)倉庫業、(10)請負業、(11)印刷業、(12)出版業、(13)写真業、(14)貸席業、(15)旅館業、(16)料理店業その他の飲食店業、(17)周旋業、(18)代理業、(19)仲立業、(20)問屋業、(21)鉱業、(22)土石採取業、(23)浴場業、(24)理容業、(25)美容業、(26)興行業、(27)遊技所業、(28)遊覧所業、(29)医療保健業、(30)芸芸教授に関する業、(31)駐車場業、(32)信用保証業、(33)無体財産権提供業、(34)労働者派遣業

教授業等を営むNPO法人が行うその芸芸の教授にかかる教科書等の販売やバザーの開催」などが付随事業として掲げられています。介護保険業者がヘルパー養成講座を有料で行った場合には、講座単独では**芸芸教授業**に該当しませんが、介護保険事業が収



益事業（医療保健業）に該当するため、ヘルパー講座が付随行為とされ、収益事業となる場合があります。また、例外規定として、3要件（①政令で定める34業種を②継続的に③事業場を設けて行われる）を満たしていたとしても、身体障害者や年齢65歳以上の者等が半数以上従事している事業で、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与している場合には例外的に収益事業とはされないこととなります（施行令第5条第2項第1号）。

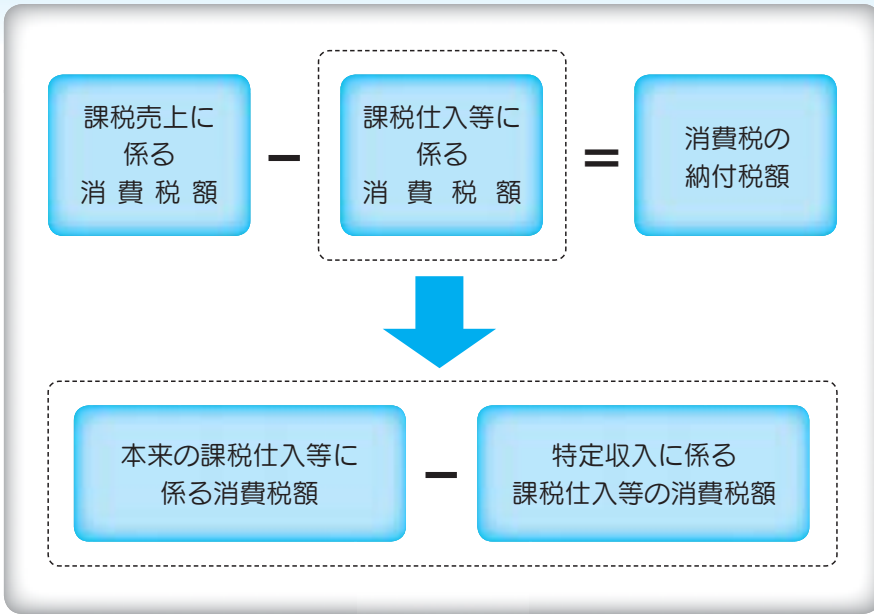
3 消費税

消費税の取り扱いについては、NPO法人は一般企業と基本的に違いはありません。消費税は、「基準期間における課税売上高が1千万円超」である場合に納付をする義務があります。「基準期間」とは、「前々事業年度」のことです。「課税売上高」とは「消費税が課税される売上（収入）の合計額」のことです。つまり、前々期の消費税が課税される収入が1千万円を超えていれば、消費税を申告して納める義務がある（場合によっては還付される）ということになります。

逆に、基準期間における課税売上高が1千万円以下であれば、当期の課税売上高が1千万円を超えていても、消費税を納める義務がありません。したがって、設立1期目、2期目のNPO法人は、基準期間がありませんので、消費税を収める必要はありません。さらに、任意団体からNPO法人化をしたと

しても、任意団体とNPO法人は、税制上は別団体ですので、同じことです。

NPO法人は、一般の法人と基本的には消費税の計算方法は同じですが、1つだけ一般の法人には適用されないものがあります。それが、「特定収入に係る仕入税額控除の特例（消費税法第60条第4項）」です。これは、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入税額控除の一部がカットされるものです。特定収入とは、補助金、寄附金、会費等であり、多



くのNPO法人は特定収入割合が5%を超えてしまうため、原則課税を適用した場合にはこの適用を受けます。大部分が不課税の会費収入だけのNPO法人のような場合には、この規定がないと、課税売上がほとんどなく、課税仕入は生じてしまいます。したがって、課税事業者を選択すれば還付になってしまいます。このような事態を避けるために設けられた規定です。

4 法人住民税均等割

NPO法人は法人住民税の均等割は原則としては納めなくてはいけませんが、都道府県や政令指定都市の全部、市町村でも多くは収益事業を行っていない場合には住民税均等割は免除申請をすることにより、免除をする規定があります。

5 印紙税

印紙税の第17号文書（売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書。いわゆる領収書）は営業に関するものでなければ非課税となっています。したがって、NPO法人の発行する領収書は収益事業に関するものであっても非課税文書であり、印紙税を貼る必要はありません。ただし、契約書等にはこの規定はないので、請負契約書や不動産売買契約書などには印紙を貼る必要があります。

6 有償ボランティア

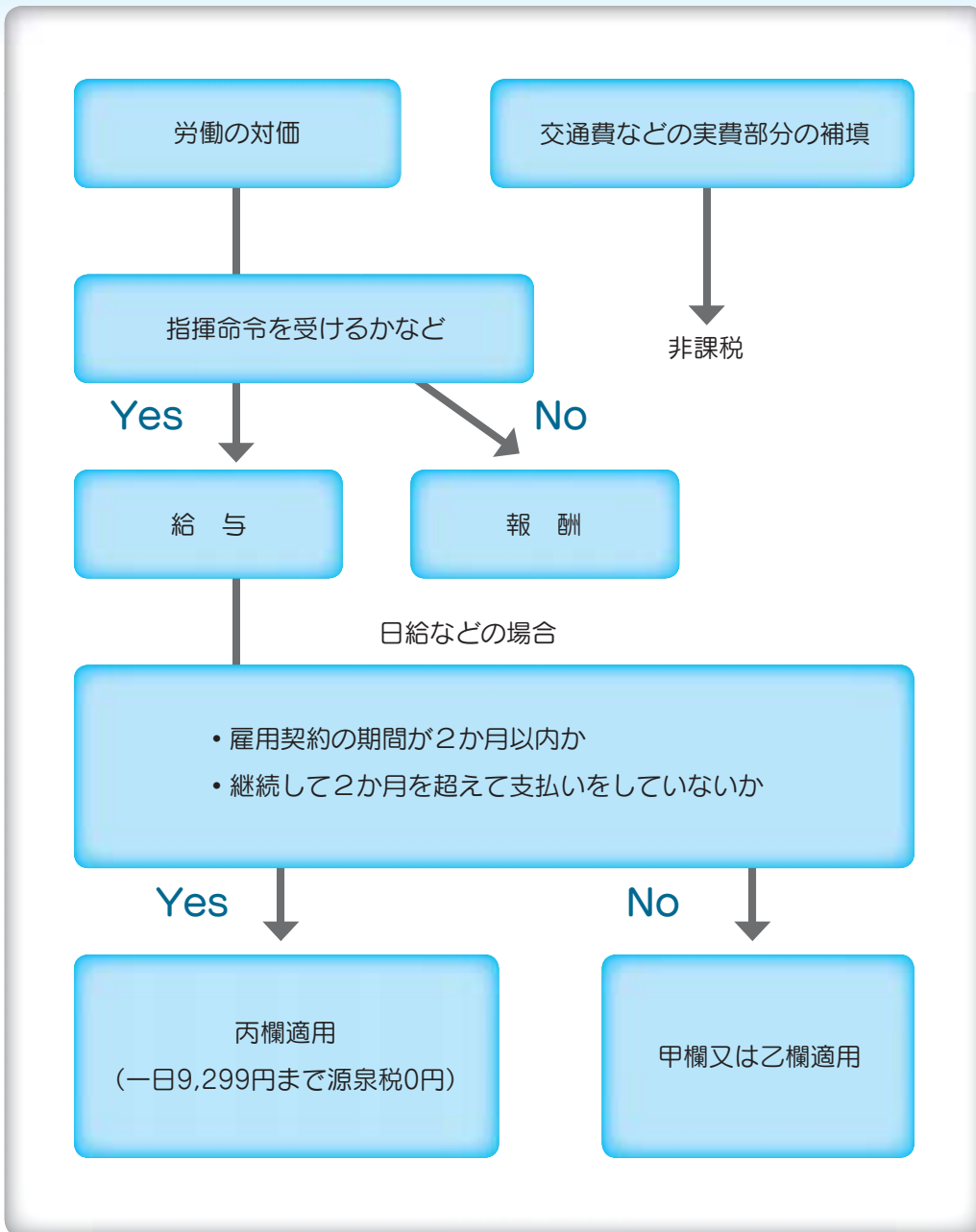
NPO法人には有償ボランティアと言われる人たちがいる場合があります。無償ではないが、給料と言えないほどの金額でない程度を受け取っている人達のことです。主婦やサラリーマンなどが時間のあるときにNPOのお手伝いをし、それに若干の報酬を受取るような場合です。この人たちに支払うお金を給料と考えるのか、請負の報酬と考えるのか、あるいは一種の謝礼であると考えなのか、悩ましい問題です。

給与であるか、報酬であるかは、①指揮命令があるかどうか ②時間的・場所的に拘束されているかどうか ③旅費その他の費用の負担がされているかどうか ④対価の計算がどうなっているか などを総合的に判断して決めます。時給という支払い方をしているのであれば、労働の対価と考えられますので、一般的には給与となります。最低賃金以下であるかどうかは、源泉所得税については関係がありません（労災保険の対象になるかどうかは、最低賃金以下であるかどうかは、関係してきます）。交通費の実費程度の支払であれば、給与とする必要はありません。

給与となった場合であっても、源泉所得税の日額表の内欄に該当すれば、1日9、299円までは、源泉所得税は0円になります。日額表の内欄が適用になるのは、日給または時間給で給与が定められているほかに、①雇用契約の期間があらかじめ定めら

れている場合には、2か月以内であること ②日々
雇い入れている場合には継続して2か月を超えて支
払いをしないこと が条件になっています。
たとえば、NPO法人が年に数回行うバザーなど
にボランティアの人に参加してもらって、いくらか
の報酬を支払うような場合には丙欄が適用されるの

は問題ないでしょう。しかし、登録制のボランティ
アなどで、活動実績は少なくても、長期間にわたる
ような場合に、「継続して2か月を超えて支払いを
しないと云えるのか」ということが問題になります。
微妙な場合には税務署であらかじめ確認することをお
勧めします。



7 役に立つツール

NPOの税務で役に立つツールとしては以下のよ
うなものがあります。

〈書籍〉

- ・「実践！NPOの会計・税務」（社会福祉法人大阪
ボランティア協会発行 岩永清滋、水谷綾著）
NPOの会計や税務について、詳しく解説して
いる本格的な書籍です
- ・「NPO法人の税務」（花伝社発行 赤塚和俊著）
NPO法人の税務について一番詳しく書かれた
本です。絶版ですが、アマゾンの中古などで手
に入ります。

〈インターネット〉

- ・NPOWEB 「なんでも質問箱」 (<http://www.npoweb.jp/>)
NPOの担当者の様々な疑問にインターネット
上で専門家が答えます。会計、税務だけでなく、
法律や運営に関する様々な質問ができます。
検索機能もあり、疑問に思ったことを検索する
と、誰かがすでに質問をしていることがよくあり
ます。
- ・NPOWEB 「よくある質問集」 (<http://www.npoweb.jp/>)
なんでも質問箱に寄せられたよくある質問とそ
の答えをカテゴリ別にまとめたQ&A集です。